

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 12 月 19 日

高松地方裁判所民事部不動産執行係

裁判所書記官 松 家 由 奈

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 1 月 9 日 午前 8 時 30 分から 令和 8 年 1 月 16 日 午後 4 時 30 分まで
開札期日	日 時 令和 8 年 1 月 21 日 午前 10 時 00 分 場 所 高松地方裁判所開札場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 2 月 4 日 午後 1 時 30 分 場 所 高松地方裁判所民事部不動産執行係
特別売却 実施期間	令和 8 年 1 月 22 日 午前 9 時 00 分から 令和 8 年 1 月 28 日 午後 4 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 12 月 19 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。 ※ 特別売却の買受申出の受付日時は、上記特別売却実施期間の初日及び最終日の午前 9 時 00 分から午後 4 時 00 分までです。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和 7 年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	15, 390, 000 12, 312, 000	一括	3, 078, 000	215, 157	0
1	3, 390, 000				
2	12, 000, 000				
			</		



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|-----------------------|
| 1 | 所 在 | 高松市小村町字北下所 |
| | 地 番 | 2 8 2 番 5 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 6 1 2 . 9 1 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 高松市小村町字北下所 2 8 2 番地 5 |
| | 家屋 番号 | 2 8 2 番 5 |
| | 種 類 | 事務所・倉庫 |
| | 構 造 | 鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建 |
| | 床 面 積 | 1 2 8 . 0 0 平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 7年11月11日

高松地方裁判所民事部不動産執行係

裁判所書記官 松 家 由 奈

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|-----------------------|
| 1 | 所 在 | 高松市小村町字北下所 |
| | 地 番 | 2 8 2 番 5 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 6 1 2 . 9 1 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 高松市小村町字北下所 2 8 2 番地 5 |
| | 家屋 番号 | 2 8 2 番 5 |
| | 種 類 | 事務所・倉庫 |
| | 構 造 | 鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建 |
| | 床 面 積 | 1 2 8 . 0 0 平方メートル |



令和7年(ケ)第78号
令和7年9月30日受理
令和7年10月21日提出



現況調査報告書

高松地方裁判所

執行官 都 築 浩 一

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|------------------|
| 1 | 所 在 | 高松市小村町字北下所 |
| | 地 番 | 282番5 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 612.91平方メートル |
| 2 | 所 在 | 高松市小村町字北下所282番地5 |
| | 家屋 番号 | 282番5 |
| | 種 類 | 事務所・倉庫 |
| | 構 造 | 鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建 |
| | 床 面 積 | 128.00平方メートル |



不 動 産 の 表 示	「物件目録」のとおり		
住 居 表 示	高松市小村町282番地5		
土 地	物件1		
現 況 地 目	☒ 宅地（物件1） ☐ 公衆用道路（物件 ）		
形 状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占 有 者 及 び 占 有 状 況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐		
下記以外の建物 （目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）		
そ の 他 の 事 項			
建 物	物件2		
種類、構造及び 床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点異なる（ ☐ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種 類： ☐ 構 造： ☐ 床面積：		
物件目録にない 附 属 建 物	☒ ない ☐ ある { 種 類： 構 造： 床面積：		
占 有 者 及 び 占 有 状 況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を 事務所・倉庫 として所有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地 （目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）		
そ の 他 の 事 項			
執 行 官 保 管 の 仮 処 分	☒ ない ☐ ある [地方裁判所 支部 平成 年()第 号 保管開始日 平成 年 月 日		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■B (本件土地前所有者)	1 私は、物件1土地の前所有者で、株式会社サンライクに物件1を売り渡した者です。 2 物件1と周囲の土地との境界は、全てはっきりしています。西側、南側は田との間のコンクリート擁壁、東側は水路西側の簡易舗装通路のコンクリート壁、北側は水路の擁壁までです。なお、北側のコンクリート床版は、株式会社サンライクが許可を受けて取り付け付けた物です。 3 株式会社サンライクは、自動車の整備やレンタカー業をしていたようですが、今から1年以上前から稼働していません。
■セコム株式会社高松担当者	1 当社は、株式会社サンライクと警備契約を結んでいましたが、代表者と連絡が取れなくなり、警備は解除となっています。 2 建物内には、当社がレンタルしている備品も残っており、代表者から撤去の要請があれば、すぐに取り外します。 3 仮に、本件物件を買い受けられた方が、当社と警備契約を結びたいという意向があれば、備品はそのまま、警備を開始することができますので、当社にご連絡いただきたいと思います。
■小村下所土工係（水利組合）総代	1 当水利組合内において、建物を購入し、既存の浄化槽を利用する場合には、特に費用はかかりませんので水利組合への手続は不要です。年に1回水路清掃の協力をお願いしており、参加できない場合には、2,000円を集金させていただいています。 2 ただし、本件物件において、自動車の整備工場等を経営される場合には油水分離槽を設置する必要があり、浄化した水を放流することになるので、事前に当水利組合への協議が必要になります。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

■

- 1 関係人の陳述及び現況から物件の占有関係は、2枚目記載のとおりであると認めた。
- 2 本件各物件の状況は、土地建物位置関係図、建物間取図及び添付した写真のとおりである。
- 3 本件土地は非線引都市計画区域内に存在し、物件1土地は、北側（幅約1.3mの水路に、約7mのコンクリート床版あり）を幅員約5mの舗装市道（建築基準法42条1項1号道路）に接道している。なお、物件1土地と市道との間には、公図上、282-4の土地が存在しているが、水路と一体となっている。
- 4 物件1の土地と周囲との境界については、現況上ほぼ明らかである。14条1項地図及び地積測量図が存在している。
- 5 物件1土地付近は、下水道が整備されていない地域であり、浄化槽が設置されている。小村下所土工係（水利組合）によると、「当水利組合内において、建物を購入し、既存の浄化槽を利用する場合には、特に費用はかかりませんので水利組合への手続は不要です。年に1回水路清掃の協力をお願いしており、参加できない場合には、2,000円を集金させていただいています。ただし、本件物件において、自動車の整備工場等を経営される場合には油水分離槽を設置する必要があり、浄化した水を放流することになるので、事前に当水利組合への協議が必要になります。物件1土地への進入路の水路上のコンクリート床版については、現状有姿で利用する場合には何らの手続、費用は必要ありませんが、新たに床版を設置する場合には、当方との協議が必要になりますので、事前にご連絡いただきたい。なお、床版の長さは7m以内でお願いしたい。」とのことであった。
- 6 また、高松市土地改良課によると、「本件のコンクリート床版の利用については、有料（年間1,680円）です。買受人が継続して床版を使用する場合には、当課への手続が必要となり、購入以降、同額の費用負担があります。」とのことであった。
- 7 物件2建物については、経年（築後約6年経過）劣化が認められる。事務室及び作業室（倉庫）として利用されていたようである。また、事務所等の2階部分には高さ1.4m未満の屋根裏部屋があり、物置として使用されていたようである。作業室（倉庫）からは、リフト1基が撤去されているようであるが、リフト1基は現存している。建物内は、長期間使用されていないようであるが、維持管理状態は良好のようであった。主なリース品については既に搬出済のようであるが、警備会社のレンタル備品は残置されたままである。なお、会社関係の書類が多数残置されていた。
- 8 物件1土地上には、自動車2台が残置されている。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
令和7年10月1日(水) 10:30-10:40	当庁	債権者代理人から聴取(電話)
令和7年10月1日(水) 11:10-11:20	高松法務局	周辺土地調査等
令和7年10月1日(水) 12:40-13:05	物件所在地	物件確認、接道等調査、代表者 A から聴取(不在、書面投函)
令和7年10月1日(水) 13:20-13:25	A 宅	代表者 A から聴取(不在、書面投函)
令和7年10月1日(水) 13:50-14:00	広域水道企業団高松ブロック統括センター	給配水管等調査
令和7年10月1日(水) 14:05-14:40	高松市役所	公法上の規制等調査
令和7年10月8日(水) 10:00-11:25	物件所在地	立入調査、評価人同行
令和7年10月9日(木) 14:55-15:05	当庁	小村下所土工係(水利組合)総代から聴取(電話)
令和7年10月14日(火) 13:45-14:10	B 宅	B から聴取
令和7年10月17日(金) 17:30-17:45	当庁	セコム株式会社高松担当者から聴取(電話)
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☒ 令和7年10月8日 目的物件は不在で施錠されていたので、解錠技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。		

(注) チェック項目中の調査結果は、「**■**」の箇所の記載のとおり

土地建物位置関係図（概略）

S = 1 / 250

令和 7 年（ケ）第 78 号

301-5

298-8

298-5

298-6

298-3

約5m幅員
舗装市道（多肥亀田線）
（建築基準法42条1項1号）

282-4

約1.3m幅水路

コンクリート製床版
延長7m

298-7

（駐車スペース）

約0.1m低

約1m幅
簡易舗装通路

アスファルト施工

282-5

下屋

（駐車スペース）

287-7

アスファルト施工

282-1

物件 2（建物）

約1m幅
簡易舗装通路

物件 1（土地）

287-3

286-1

※概測に基づく図面であり、現況と相違する場合がある。
隣接地の地番は、公図に基づいて記載している。

←○ 写真撮影位置・方向

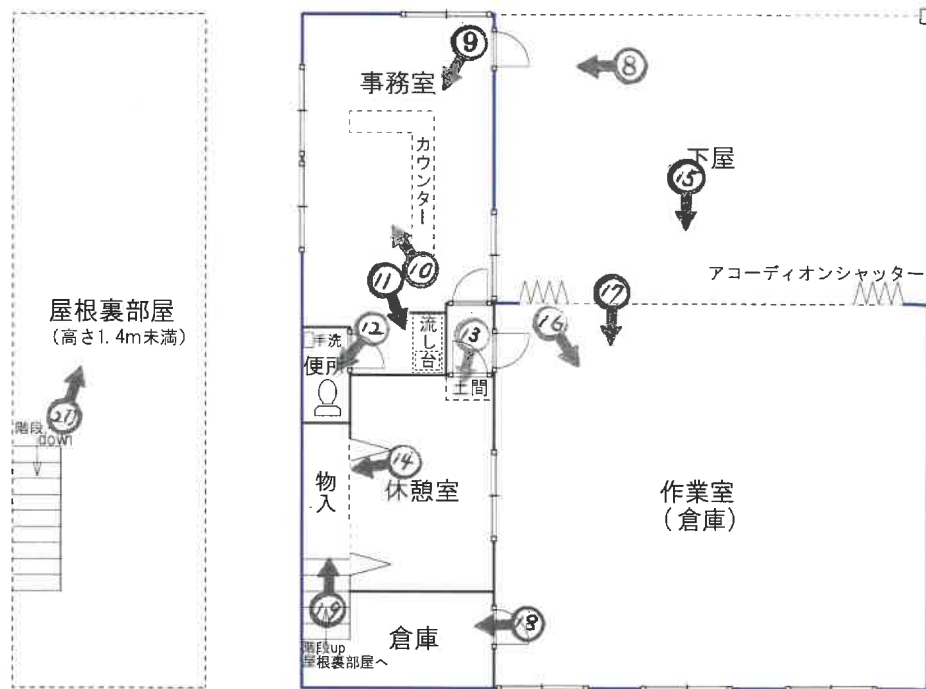
（ 6 枚目）

建物間取図（概略）

S = 1 / 150

令和 7（ケ）第 78 号

物件 2



※概略図であり、現況と相違する場合がある。

←○ 写真撮影位置・方向

（ 7 枚目）

1



本件物件の外観

2



本件物件北西側の状況

3



本件物件南西側の状況

4



本件物件南東側の状況

5



本件物件東側の状況

6



本件物件北東側の状況

7



物件2 北側の状況

8



物件2 事務室入口付近の状況

9



物件 2 事務室内の状況

10



物件 2 事務室カウンター内の状況

(12 枚目)

11



物件 2 事務室内の流し台の状況

12



物件 2 事務室内のトイレの状況

13



物件 2 事務室奥の休憩室の状況

14



物件 2 事務室奥の休憩室内の物入の状況

15



物件2 作業室（倉庫）内の状況

16



物件2 作業室（倉庫）内の状況

17



物件 2 作業室（倉庫）内の状況

18



物件 2 南東側倉庫の状況

19



物件2 倉庫内の屋根裏への階段の状況

20



物件2 屋根裏の状況

21



駐車場に放置されていた自動車

22



駐車場に放置されていた自動車

令和7年(ケ)第 78号
令和7年10月8日 現地調査
令和7年10月21日 評価

高松地方裁判所 御中



評価書

評価人 不動産鑑定士

鈴木祐司

第1 評価額

一 括 価 格	
金 15,390,000 円	
内 訳 価 格	
物件1 (土地)	金 3,390,000 円
物件2 (建物)	金 12,000,000 円

- 1 一括価格は、物件1及び2の各不動産について、一括売却(民事執行法61条本文)を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2の土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	種類	所在等	登 記	現況
1	土地	所在地 地目 地積	高松市小村町字北下所 282番5 宅地 612.91 m ²	同左
2	建物	所在地 家屋番号 種類 構造 床面積	高松市小村町字北下所 282番地5 282番5 事務所・倉庫 鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建 128.00 m ²	同左
番号	特 記 事 項			
—	—			

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置・交 通	琴電長尾線 高田 駅 の 南西 方約 1.1 km(直線距離) (別添「位置図」参照)
付 近 の 状 況	農地が多い中、小規模開発の戸建住宅、農家住宅等が散在する住宅地域に存する。
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 : 非線引都市計画区域 用途地域 : 無指定(一般・環境保全型 平地部) 建 ぺ い 率 : 60 % 容 積 率 : 100 % 防 火 規 制 : ー その他の規制 : ー
画 地 条 件	面 積 : 612.91 m ² (登記数量) 間 口 : 約25m 奥 行 : 約24m 形 状 : 略正方形地 地 勢 : 略平坦
接面道路の状況	北側で約1.3m幅の水路を介在して(約7m幅のコンクリート床版にあり)幅員約5mの舗装市道(多肥亀田線、建築基準法42条1項1号)に略等高に接面
土地の利用状況 及び隣地の状況等	・物件1土地は、物件2建物の敷地として利用されている。建物敷地外の大部分はアスファルト施工がされており、駐車場として利用されている。 ・物件1土地と周囲の土地との境界については現況上明らかである。 ・物件1土地と北側市道との間には公図上目的外土地(地番282番4、地目:用悪水路、所有者:高松市十河土地改良区)が存在しているが、水路と一体となっており、正確な位置は不明である。 ・物件1土地の東端及び南端に約1m幅の通路状部分がある。 (以上の詳細は現況調査報告書、土地建物位置関係図のとおり) ・周囲は戸建住宅、農地
供給処理施設	上 水 道 : 有 ガス配管 : 無 公共下水道 : 処理区域外
特 記 事 項	・周知の埋蔵文化財包蔵地の指定…無 ・土壌汚染の有無…登記や古い地図等によれば、土壌汚染を疑われるような使用方法是確認できず、土壌汚染の可能性は低いと思料される。なお、土壌汚染の有無の詳細は専門調査機関による調査を要する。

2 建物の概況及び利用状況

(1) 物件 2

区 分	主である建物
建築時期 及び 経 済 的 残 存 耐 用 年 数	建 築 年 月 日 : 令和1年6月1日 新築 (登記記載) 経 過 年 数 : 約6 年 経済的残存耐用年数 : 約28 年
仕 様	構 造 : 鉄骨造 屋 根 : 合金メッキ鋼板ぶき 外 壁 : 鋼板 内 壁 : (事務所部分) クロス 天 井 : (事務所部分) クロス、石膏ボード 床 : (事務所部分) コンクリートパネル、じゅうたん : (倉庫部分) モルタル土間 設 備 : 給水、電気、浄化槽 そ の 他 : -
床面積 (現況)	公簿に略同
現 況 用 途 等	階 層 : 平家建 現 況 用 途 : 事務所・倉庫 間 取 : 別紙建物間取図のとおり
建 物 の 品 等	中品等
保守管理の状態	普通 (経年劣化が認められるが、特段の不具合箇所はない。)
建物の利用状況	・建物所有者が本建物を事務所及び作業室 (倉庫) として使用・占有している。 (詳細は現況調査報告書のとおり)
特 記 事 項	・事務所等の階上部分には屋根裏部屋 (高さ1.4m未満) がある。 (詳細は現況調査報告書のとおり) ・設備については、使用可能かどうかは不明である。 ・対象建物については、吹付けアスベスト等及びアスベスト含有建材 (成形板・仕上塗材等) が使用されている可能性は低い。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地等価格

① 物件1

目的土地の建付地価格等を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地積 (㎡) ウ	建 付 減 価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ
1	24,100	0.85	612.91	1.0	12,555,000

(千円未満四捨五入)

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価調査・基準地 高松(県)ー6

標準価格 時点修正 標準化補正 地域格差
 $24,100 \text{ 円/㎡} \times 100/100 \times 100/100 \times 100/100 \div 24,100 \text{ 円/㎡}$

◇時点修正 : 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正 : -

◇地域格差 : -

イ 個別格差 :

水路介在 △5
 画地規模 △10
 (相乗積) △15

ウ 地 積 : 公簿数量を採用

エ 建付減価 : -

(2) 建物価格（物件2）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向、消費税の課税等を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物価格 (円) ア×イ×ウ
2	150,000	128.00	0.83	15,936,000

(千円未満四捨五入)

ウ 現価率

経過年数約6年、経済的残存耐用年数約28年、残価率5%とした定額法と観察減価法（普通：0%）を併用して、下記のとおり査定した。

物件2 建物

観察減価

$$\text{現価率} = \left[0.05 + (1 - 0.05) \times \frac{28}{28 + 6} \right] \times (1 - 0.00) \div 0.83$$

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

(1) 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ	土地利用権等価格 (円) ア×イ
1	12,555,000	0.5 法定地上権	6,278,000

(千円未満四捨五入)

イ 土地利用権等割合

物件2建物の土地利用権等を法定地上権（土地利用権等割合は50%と査定）と判定し、その範囲は物件1土地の全体に及ぶと判断した。

(2) 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修 正 エ	競 売 市 場 修 正 オ	評価額 (円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	12,555,000	△6,278,000	1.0	0.9	0.6	3,390,000
2	15,936,000	+6,278,000	1.0	0.9	0.6	12,000,000
一括価格 (合計)						15,390,000

(万円未満四捨五入)

ウ 占有減価修正 —

エ 市場性修正 周辺地域での特殊用途（事務所・倉庫）のため、市場性の減退を考慮。 △10

オ 競売市場修正
評価の条件記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

1 地価公示価格等

番 号 : 高松(県)ー6
 所 在 : 高松市小村町字北下所298番3
 価 格 : 24,100 円/㎡
 位 置 : 琴電長尾線高田駅の南西方約1.4km (道路距離)
 価 格 時 点 : 令和7年7月1日
 地 積 : 416 ㎡
 供給処理施設 : 水道
 接 面 街 路 : 南5m市道
 都市計画区分 : 非線引都市計画区域
 用途 指定 等 : 無指定 (60、100)
 地域 の 概 要 : 農家住宅、小規模建売住宅等が点在する住宅地域

2 固定資産税評価額 (令和 7 年度)

物件1 8,881,065 円
 物件2 9,155,551 円

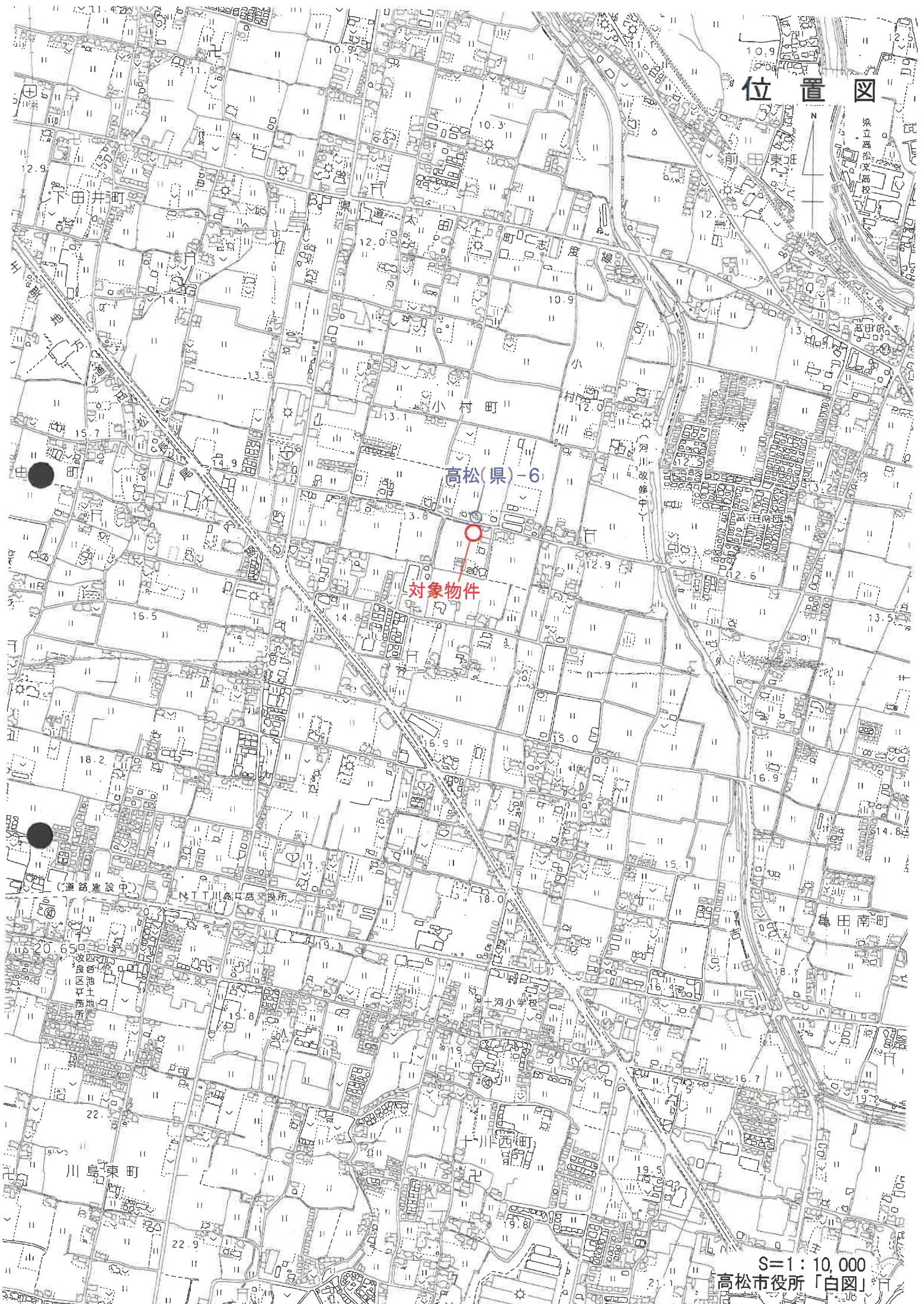
※ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するに当たって参考とした価格にすぎない。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とはその性質上異なる額である。

第7 附属資料の表示

- 1 位置図
- 2 公図写
- 3 建物図面写、各階平面図写
- 4 土地建物位置関係図
- 5 建物間取図

以 上

位置図



高松(県)-6

対象物件

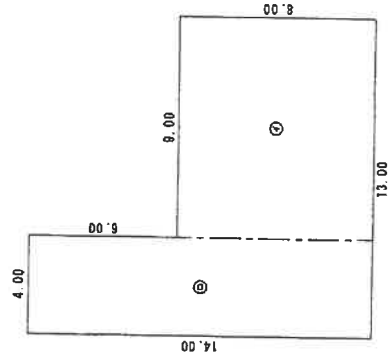
S=1:10,000

高松市役所「白図」

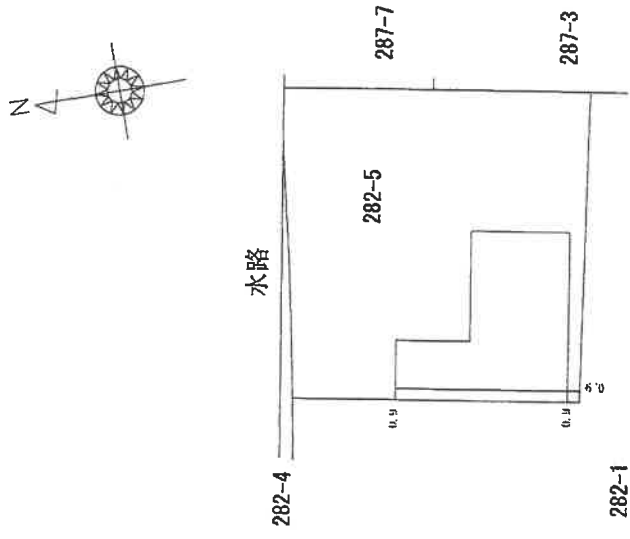
各階平面図

建物階平面図

家屋番号	28
建物の所在	高松市小村町字北下所282-5



求 積 表			
①	9.00 × 8.00	=	72.0000
②	4.00 × 14.00	=	56.0000
合 計			128.0000
床面積			128.00 m ²



※B4判をA4判に縮小

作成者	縮尺	1/250	申請人	縮尺	1/500
-----	----	-------	-----	----	-------

土地建物位置関係図（概略）

S = 1 / 250



301-5

令和 7 年（ケ）第 78 号

298-8

298-5

298-6

298-3

約5m幅員
舗装市道（多肥亀田線）
（建築基準法42条1項1号）

282-4

約1.3m幅水路

コンクリート製床版
延長7m

298-7

（駐車スペース）

アスファルト施工

282-5

約0.1m低

約1m幅
簡易舗装通路

水路

282-1

下屋

（駐車スペース）

287-7

アスファルト施工

物件 2（建物）

約1m幅
簡易舗装通路

物件 1（土地）

287-3

286-1

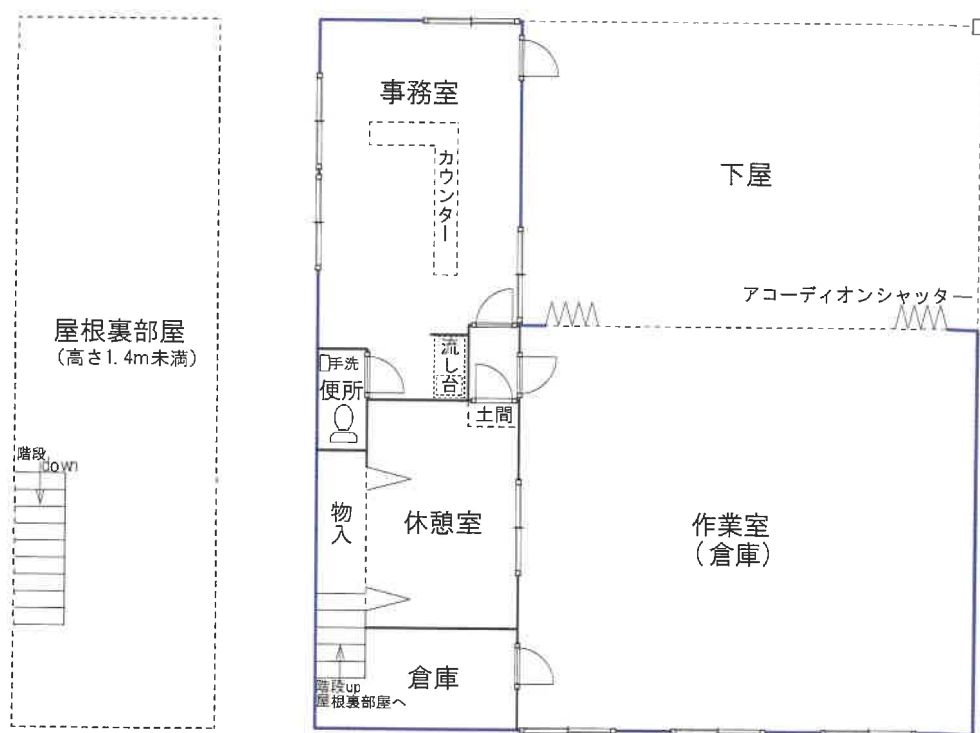
※概測に基づく図面であり、現況と相違する場合がある。
隣接地の地番は、公図に基づいて記載している。

建物間取図（概略）

S = 1 / 150

令和 7（ケ）第 78 号

物件 2



※概略図であり、現況と相違する場合がある。